

Monthly Association of Construction
Industry NEWS

会報

2008 March

3



パステル画

「宮崎県総合運動公園 日本庭園」
宮崎 市



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成20年3月行事予定	1
◇平成20年4月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（2月分）.....	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 建設業法施行規則等の改正について（平成20年4月1日施行）.....	3
2. 建築確認問題に係る「ワンストップサービス センター事業」の拡充について（ご案内）...	9
3. 男女雇用機会均等対策基本方針について	10
4. 定期健康診断等の項目の改正について（平成20年4月1日施行）.....	11
◇雇用改善コーナー	
1. 建設業に働く若者からのメッセージ	12
2. 石綿障害予防規則第3条第2項の規定による 石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について	13
◇技士会	
1. 平成20年度土木施工管理技術検定試験 1・2級学科試験受験準備講習会のご案内	15
2. 平成20年度1・2級土木施工管理技術検定試験の「願書受付」について ...	16
3. 平成19年度2級土木施工管理技術検定の「合格発表」.....	16
4. 平成20年度監理技術者の講習会の日程について	17
◇建退共	
1. 「建退共Q&A事例集」について.....	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）.....	19
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（1月分）.....	19
◇建災防	
1. 死亡災害を発生させた「元請企業と同社の現場監督」 及び「下請企業と同社の現場責任者」を書類送検！ ...	20
2. 平成19年度建設業年度末労働災害防止強調月間について	20
3. 労働保険年度更新のお知らせ	23
◇火薬協会	
1. 火薬類の保安管理の徹底について	25
2. 火薬関係の資格試験日程について	26
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（1月分）.....	27

平成20年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	土			
2	㊤			
3	月			
4	火	常務理事会 九州地方整備局と宮崎県建設業協会との意見交換会（宮崎） 県土整備部道路保全課と宮崎県建設業協会との意見交換会（宮崎）	基金資産運用検討委員会（宮崎） 基金第2回理事会・代議員会（宮崎）	
5	水	県土整備部と宮崎県建設業協会との意見交換会（宮崎） 全国建設業協会 環境委員会（東京）		
6	木			
7	金	全国建設業協会 土木委員会（東京）	建災防全国事務局長会議（東京） 基金企業年金連合会九州地方協議会宮崎部会（宮崎）	
8	土	県立産業技術専門学校修了式（西都）		
9	㊤	平成20年度（下期）1～4級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
10	月		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（15日まで清武）	
11	火	宮崎県建設業協会雇用安定支援事業「改正経審説明会」（宮崎観光ホテル）	基金年金運用説明会（福岡）	全国建設業協同組合連合会正・副会長会議（東京）
12	水	自動車事故防止推進協議会（宮崎）		
13	木	全国建設業協会 評議員会（東京） 全国技士会企画運営委員会（東京）	建退共運営委員会・評議員会（東京）	
14	金	建設業福祉共済団 都道府県建設業協会会長会（東京） 建設業振興基金第2回参与会（東京） 全国建産連総務・広報・構造合同会議（東京）	建災防本部理事会（東京） 基金九州地区総合厚生年金基金協議会役員会（福岡）	
15	土			
16	㊤			
17	月		基金納入告知書発送	
18	火	宮崎県建設雇用改善推進委員会、人材確保・育成推進協議会（宮崎）		
19	水			
20	木	春分の日	春分の日	春分の日
21	金		災防団体連絡協議会（宮崎）	
22	土			
23	㊤			
24	月			
25	火			
26	水		建退共支部事務局長会議（東京）	
27	木	全国建設業協会専務・事務局長会議（東京） 建設業振興基金全国協議会（東京）	基金企業年金連合会支払保証事業委員会（東京）	
28	金			
29	土			
30	㊤			
31	月			

平成20年4月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木			
4	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（5日まで清武）	
5	土			
6	⑩			
7	月			
8	火		型枠支保工組立て等作業主任者技 能講習（9日まで延岡）	
9	水			
10	木			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（2月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	建築確認問題に係る「ワンストップサービスセンター事業」の拡充について	国 土 交 通 省	PDF

【会 員 専 用】

	項 目	所 管	形 式
1	「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について	国 土 交 通 省	PDF
2	建設業許可申請書類の見直し等について	国 土 交 通 省	PDF
3	経営事項審査の改正等について	国 土 交 通 省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（2月1日～29日）

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	栄 進 建 設 (株)	住 所	宮崎市大字生目字前田419番地	宮崎市大字生目4583番地
延 岡	大 洋 建 設 (株)	代表者	今 田 英 勝	甲 斐 文 男

【退 会】

地区(市)名	会社名	代 表 者 名
宮 崎	(有)児玉土木	児 玉 秀 夫
延 岡	(有)田村建設	田 村 輝
	(株)八 紘	古小路 汎
高 千 穂	飯 干 建 設 (有)	飯 干 孝 一

県 協 会

1. 建設業法施行規則等の改正について

国土交通省総合政策局建設業課

今般、経営事項審査等の見直しを行い、併せて建設業の許可申請の際に必要な書類の見直し等を行い、建設業法施行規則及び関連の告示、通知等の改正を行ったところである。

《公布、発出：平成20年1月31日》

(省令)：建設業法施行規則の一部改正

(告示)：①建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件

：②経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件

：③建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件

(通知)：①経営事項審査の改正等について

：②経営事項審査の事務取扱いについて

：③建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等について

：④建設業許可事務ガイドラインについて

1. 経営事項審査の改正について

(1) 改正の概要

① 項目及び基準の見直しについて

X1について

- ・ウエイトを0.35から0.25に引き下げ(省)
- ・上限を2000億円から1000億円に引き下げ(告①)
- ・評点幅の下限を580点から390点に引き下げ(通②)

X2について

- ・ウエイトを0.1から0.15に引き上げ(省)
- ・職員数の評価項目を廃止し、新たに利払前税引前償却前利益を評価項目として追加(省)
- ・自己資本額、利払前税引前償却前利益ともに絶対額で評価(告①)

Yについて

- ・現行の12指標を全面的に見直し以下の8指標による新たな評価体系を設定(告①)

	経営状況分析の指標	算出式
負債抵抗力 指 標	純支払利息比率	$(支払利息 - 受取利息配当金) / 売上高 \times 100$
	負債回転期間	$(流動負債 + 固定負債) / (売上高 \div 12)$
収益性・ 効率性指標	総資本売上総利益率	$売上総利益 / 総資本(2期平均) \times 100$
	売上高経常利益率	$経常利益 / 売上高 \times 100$
財務健全 指 標	自己資本対固定資産比率	$自己資本 / 固定資産 \times 100$ (固定比率の逆数)
	自己資本比率	$自己資本 / 総資本 \times 100$
絶対的の力量 指 標	営業キャッシュフロー(絶対額)	$営業キャッシュ・フロー ※ (2期平均) / 1 億$
	利益剰余金(絶対額)	$利益剰余金 / 1 億$

注・斜体字の指標が今回新たに採用されたもの

・営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却費±引当金増減額－法人税住民税及び事業税
±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±入金増減額

- ・企業実態に即した評点分布となるよう(ペーパーカンパニーや小規模企業において高すぎる評点とならないよう)各指標の上限下限、評点計算式を見直し(告①・通②)
- ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社については、経営状況を連結財務諸表を用いて評価(省・通②)

Zについて

- ・ウエイトを0.2から0.25に引き上げ（省）
- ・新たに元請完工高を評価項目に追加（省）
- ・新たに省令に位置付けられた登録基幹技能者講習を修了した者を登録基幹技能者として評価（省）
- ・1人の技術職員を複数業種でカウントすることを制限（1人2業種まで）（告①）
- ・技術職員について2期平均を採用する激変緩和措置を廃止（告①）
- ・改正後の技術者の評価に係る分類は以下の通り（告①・通②）

1 級 技 術 者		基幹技能者	2 級 技 術 者	そ の 他
監理技術者資者証保有かつ 監理技術者講習受講	1 級 技 術 者 であって左以外の者			
6 点	5 点			

Wについて

- ・評価項目及び各項目の加点・減点幅を見直し、以下の項目に改正（省・告①・通②）
- ・評点幅を0点～987点を0点から1750点に拡大（通②）

項 目	評 点	備 考
W1：労働福祉の状況	45	
雇用保険未加入	-30	・賃金不払件数は自己申告項目のため廃止
健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	・退職一時金、企業年金は一つの評価項目に統合
建退協加入	15	・残った項目について、加点幅・減点幅ともに倍に引き上げる。
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	・現行ではW1項目全体での下限が0点となっているが、これを撤廃する
法定外労災制度への加入	15	（保険未加入のマイナスがW全体に影響するように）。
W2：建設業の営業年数	60	・上限、下限（5年～35年）は現状のまま、加点幅を引き上げ
W3：防災協定締結の有無	15	・評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げ
W4：法令遵守状況	-30	・審査期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点、指示処分を受けた場合は-15点。
W5：建設業の経理の状況	30	
監査の受審状況	20	・会計監査人の設置20点、会計参与の設置10点、社内の経理実務責任者（公認会計士等数の現行加点対象有資格者から2級経理事務士を除く）のチェックリストに基づく自主監査2点。
公認会計士等数	10	・社内に雇用する公認会計士等の数を評価（現行と同様）
W6：研究開発の状況	25	・加点対象は会計監査人設置会社に限定し、公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合 計	175	

※斜体字の項目が、今回改正で新規制定された項目

② その他

虚偽申請防止の徹底

- ・虚偽申請を行っていた場合の営業停止期間を15日から30日に倍増。Wの監査の受審状況において加点されていた企業の場合は営業停止期間を45日とする（「建設業者の不正行為に対する監督処分について」を改正し施行までに通知発出予定）。

企業形態の多様化への的確な対応

- ・一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）について、経営状況の評点を当該企業集団の連結財務諸表によって評価する新たな企業集団評価制度を創設し、その要件を規定（詳細な手続きについては施行するまでに通知発出予定）

申請負担の軽減

- ・完工高及び元請完工高について、1000億円を超える部分については、規則別記様式2号の工事経歴書への記載を免除（省）

(2) 再審査について

施行日である平成20年4月1日より120日間を再審査の申立期間とする。

手数料については、経営規模等評価及び総合評定値に係る手数料に関して、大臣許可業者については無料とする。なお、都道府県知事許可業者に関しては都道府県知事が定めるところによる。経営状況分析に係る手数料については、各登録経営状況分析機関が決定することとなる。

(3) 今後のスケジュール（予定）

平成20年3月頃：以下の通知を発出予定

- ・合併等特殊経審に係る通知
- ・新たな企業集団評価制度に係る通知
- ・建設業者の不正行為等に対する監督処分について（通知）

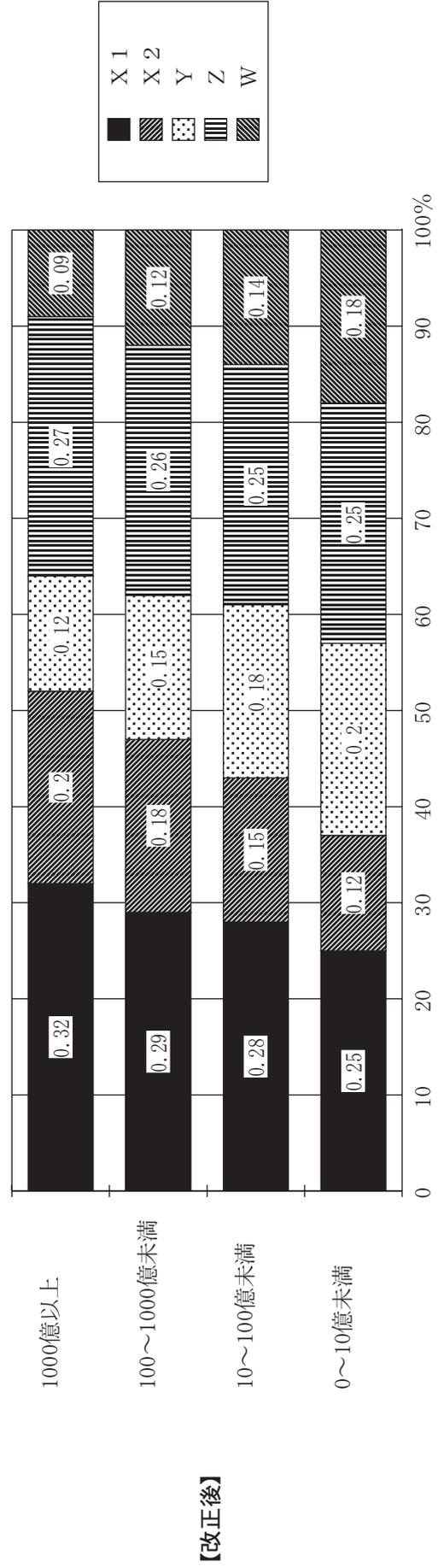
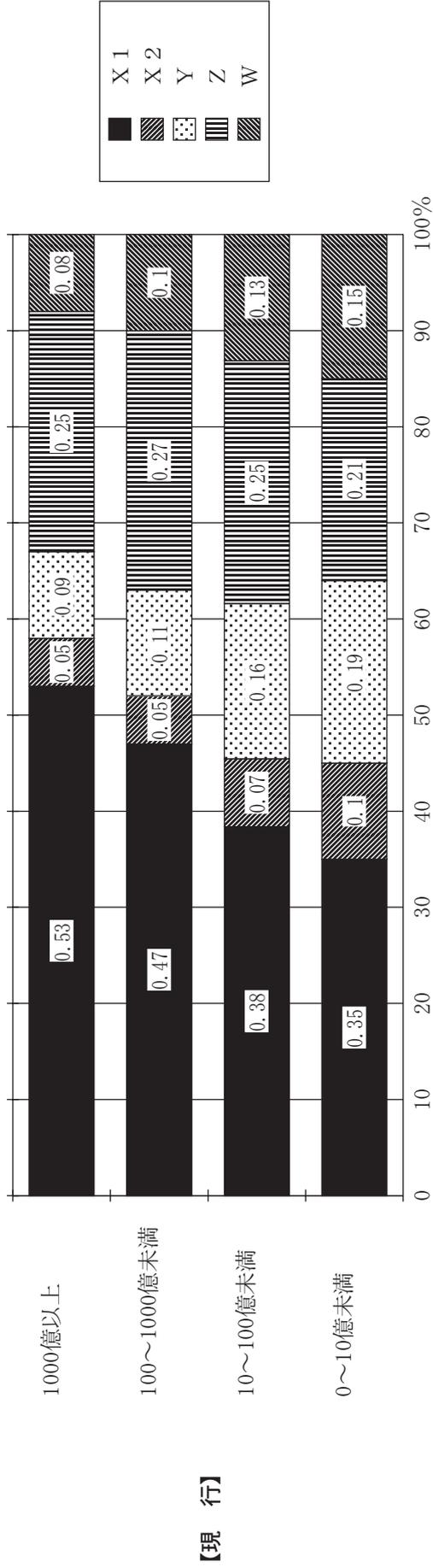
平成20年4月1日：施行

評価項目及び基準の改正概要

		現 行			改 正 案		
	ウエイト	評価幅	評価内容	ウエイト	評価幅	評価項目	備 考
X 1	0.35	2,616点 ～ 580点	<ul style="list-style-type: none"> 完成工事高 (業種別) 	0.25	2,268点 ～ 390点	<ul style="list-style-type: none"> 完成工事高 (業種別) 	<ul style="list-style-type: none"> ウエイトを0.35から0.25へ引き下げ 評点の上限 (現行2000億円) を1000億円に引き下げ 小規模業者間で完工高の評点に差が付くよう評点テーブルを修正 (最低点を390点に引き下げ)
X 2	0.1	954点 ～ 118点	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本額/完工高 職員数/完工高 	0.15	2,280点 ～ 454点	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本額 (=純資産額) 利払前税引前償却前利益 =営業利益+減価償却費 	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本、利払前税引前償却前利益の金額をそれぞれ数値化し、1:1で合算 中小業者の層で極端な差がつかないよう評点テーブルを設定 現行の職員数の評価項目は廃止
Y	0.2	1,430点 ～ 0点	<ul style="list-style-type: none"> 売上高営業利益率 総資本経常利益率 キャッシュ・フロー対売上高比率 必要運転資金月商倍率 立替工事高比率 受取勘定月商倍率 自己資本比率 有利子負債月商倍率 純支払利息比率 自己資本対固定資産比率 長期固定適合比率 付加価値対固定資産比率 	0.2	1,593点 ～ 0点	<ul style="list-style-type: none"> 純支払利息比率 負債回転期間 売上高経常利益率 総資本売上総利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュフロー (絶対額) 利益剰余金 (絶対額) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の評価項目 (固定資産等) への偏りを緩和し、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性及び絶対的力量を評価できる8指標を選定 ペーパーカンパニーが過大な評価とならないなど、企業実態を反映した評点分布となるよう評価幅等を見直し 会計基準によって差が生じにくい制度設計
Z	0.2	2,402点 ～ 590点	<ul style="list-style-type: none"> 技術職員数 (業種別) 	0.25	2,366点 ～ 450点	<ul style="list-style-type: none"> 技術職員数 (業種別) 元請完工高 (業種別) 	<ul style="list-style-type: none"> 元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化し、4:1で合算 技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限 省令に位置付けられた講習を修了した基幹技能者を優遇して評価 監理技術者講習受講者を優遇して評価 評点テーブルを線形式化
W	0.15	987点 ～ 0点	<ul style="list-style-type: none"> 労働福祉の状況 工事の安全成績 建設業の営業年数 公認会計士等数 防災活動への貢献の状況 	0.15	1,750点 ～ 0点	<ul style="list-style-type: none"> 労働福祉の状況 建設業の営業年数 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの項目について加点幅・減点幅を拡大するとともに、評点の上限を引き上げ、社会的責任の果たし方によって差のつきやすい制度設計とする 自己申告による評価項目 (工事安全成績、資金不払状況) は廃止 労働福祉の状況は評価項目を整理統合 (退職一時金制度と企業年金制度) 法令遵守の状況は、審査対象年における建設業法に基づく監督処分状況の評価 建設業の経理に関する状況は、現行の社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査人又は会計参与を設置している場合、有資格の経理実務責任者による会計のチェックがなされている場合に加点 研究開発の状況として、研究開発費の金額を評価。評価対象は会計監査人設置会社に限定

各評価項目の実質ウエイト

○大企業においてはX 1（完工高）の実質ウエイトを大幅に引き下げる一方、X 2（利払前税引前償却前利益・自己資本）の実質ウエイトを相対的に高くする
 ○中小企業においては、W（社会性等）の実質ウエイトを相対的に高くする



2. 建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等について

- (1) 建設業許可申請等に係る添付書類の追加について
 - ・成年被後見人等の建設業許可の欠格基準に関し、新たに法務局等の官公署が証明する書類の添付を義務付け（省）
- (2) 工事経歴書の様式改正について
 - ・従来、2種類の様式が定められていた工事経歴書について、様式を統一（省）（前掲再出（1. (2)①第2号））
- (3) 財務諸表様式の改正等について
 - ・規則別記様式第15号から別記様式第17号の3までの財務諸表について、企業会計基準の変更等に対応し所要の改正を措置（省）（前掲再出（1. (2)①第15号から17号の3））
 - ・企業会計基準の変更に対応し、勘定科目の分類のうち「支払利息」から「手形割引料」を削除（告③）
 - ・有価証券報告書提出会社が建設業許可申請等を行う場合について、有価証券報告書の写しの提出をもって規則別記様式第17号の3による附属明細表の提出を免除（通④）

3. その他

- (1) 登録基幹技能者講習について
 - ・登録基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について定める（省）

別紙

経営事項審査等の申請に係る書類の改正について

① 建設業法施行規則別記様式の主な改正点の概要

第2号 工事経歴書

経営事項審査を受審する建設業者と許可のみの建設業者の提出する工事経歴書を統一し、経営事項審査を受審する建設業者も様式第2号（従来は第2号の2）を使用することとした。

経営事項審査において、元請完成工事高が評価項目とされたことに対応し、完成工事高合計のうちの元請完成工事として計上した金額を記載するものとした。

併せて、各工事の配置技術者が監理技術者であるか主任技術者であるかを記載するものとした。

第2号の2 工事経歴書

経営事項審査を受審している建設業者と許可のみの建設業者の提出する工事経歴書を統一したため廃止。

第15号～17号の3までの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表

企業会計基準の変更に対応し、貸借対照表において繰延資産として計上される勘定科目のうち、「社債発行差金」を削り、「新株発行費」を「株式交付費」に改めた。

また、注記表において、会計監査人設置会社において当期に研究開発費として費用計上した額を記載させることとした。

第25号の8 経営状況分析申請書

経営状況の評価指標の改正に対応し、現行の申請書にある「受取手形割引高」を削り、改正後の申請書に「前期減価償却実施額」を加えた。

また、会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社について、経営状況の評点を連結決算で評価することとしたことに対応した改正を行った。

第25号の9 兼業事業売上原価報告書

現行、申請者の押印が必要だったものを、不必要とすることとした。

第25号の10 経営状況分析結果通知書

経営状況の評点に係る項目及び基準の改正に対応し、所要の改正を行った。

第25号の11 総合評定値請求書

第25号の11本紙

現行の申請書の記載項目について「職員数」を「技術職員数」に改めた。「営業年数」については別紙3に記載させることとした。改正後の申請書の記載項目として「資本金額又は出資総額」、「利益額」を追加した。

別紙1

改正後の申請書に、元請完成工事高の額を記載する項目を設けた。

別紙2

技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定したこと、監理技術者講習受講者を優遇して評価することとしたことに対応し、所要の改正を行った。

別紙3

現行の申請書の記載項目から労働福祉の状況における「賃金不払件数」及び「工事の安全成績」を削ることとした。また、「退職一時金制度の導入の有無」及び「企業年金制度導入の有無」を改正後の申請書において「退職一時金制度の導入の有無若しくは企業年金制度導入の有無」とした。

また、改正後の申請書の記載項目として、「法令遵守の状況」、「監査の受審状況」及び「研究開発の状況」を加えた。

第25号の12 総合評定値通知書

経営事項審査の項目及び基準の改正に応じて、所要の改正を行った。

第25号の14 経営状況分析報告書

経営状況の評点の評価指標の改正に応じて、所要の改正を行った。

第30号 登録基幹技能者講習修了証

省令において、新たに登録基幹技能者講習が位置付けられたことに応じて新設した。

別表4及び5

経営事項審査において、登録基幹技能者講習を終了した者を新たに技術職員として評価することとしたことから、別記様式25の11別紙2において申請する際の技術者コードを追加（別表4において「064」、別表5において「601」）した。

② 確認書類の追加について

審査項目の追加に併せ、下記の書類を確認書類として追加（告②）

- ・自己資本の確認書類として規則別記様式第15号による貸借対照表の写し
- ・利払前税引前償却前利益の確認書類として法人税申告書別表（別表16(1)及び(2)）の写し並びに規則別記様式第16号による損益計算書の写し
- ・監査の受審状況の確認書類として、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し、又は経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したもの
- ・研究開発費の額の確認資料として別記様式第17号の2による注記表の写し

※なお、改正後の建設業法施行規則別記様式等については1月31日に国土交通省総合政策局建設業課のホームページに掲載する（ダウンロード可能）。

2. 建築確認問題に係る「ワンストップサービスセンター事業」の拡充について

地域の建設業者の皆様を支援する
ワンストップサービスセンター事業

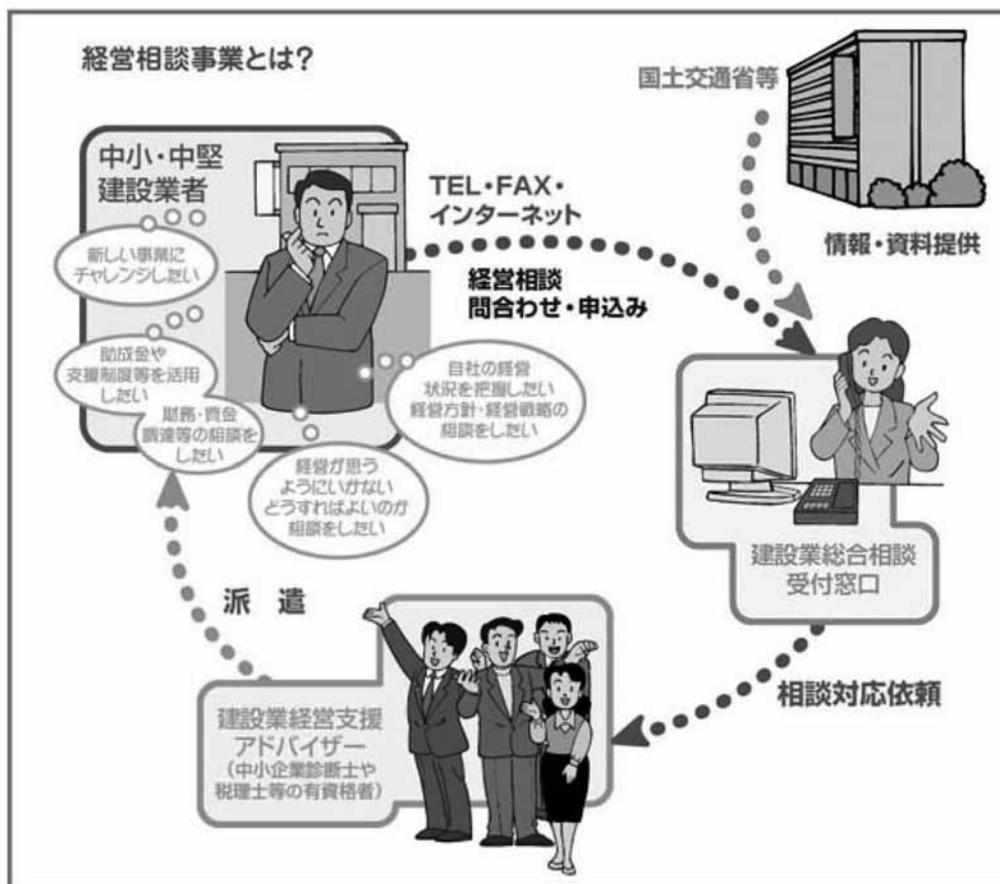
経営相談事業のご案内

ワンストップサービスセンター事業では、

- 経営方針
- 財務分析
- 人材・後継者育成
- 他社との連携
- 新分野進出
- 営業力強化
- コストダウン
- ……など

経営者の皆さんの様々なお悩みに対し、建設業界に詳しい建設業経営支援アドバイザー（中小企業診断士や税理士等）を派遣します。

お気軽にご利用ください。（相談窓口では、各種資料のご提供も行っています。）



特徴1 建設業経営支援アドバイザー（中小企業診断士や税理士等）が皆さまの希望する場所を訪問します。

特徴2 建設業経営支援アドバイザーへのご相談は2回まで無料です。

《緊急告知》

建築確認問題に起因する相談の場合は、1回追加、計3回まで無料で対応！

特徴3 経営課題に応じて、専門のアドバイザーが対応します。

※ 建設業経営支援アドバイザーには守秘義務があります。また相談内容を業務目的以外に使用することは一切ありませんので、自社の経営改善を図るためお気軽にご利用ください。

3. 男女雇用機会均等対策基本方針について

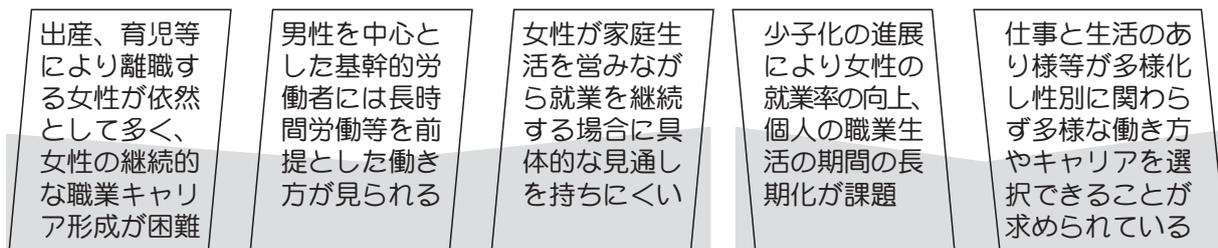
男女雇用機会均等対策基本方針の概要運用期間 平成19年度～平成23年度

基本的考え方

基本的理念

労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にとっては、母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにする

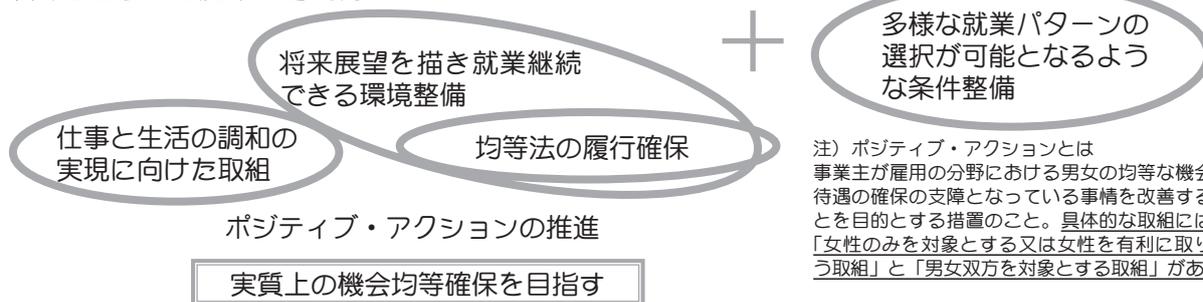
<現状> 均等法施行後20年経過、制定当時指摘されていた法制上の課題はほぼ解決したが・・



《実質的な機会均等確保がなされない状況》

《社会のニーズの高まり》

< 5年間にとるべき施策の考え方 >



具体的施策

- ◆ 就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できるための環境整備
 - ・公正な処遇の確保（均等法の履行確保／男女間賃金格差の縮小／コース別雇用管理の適正な運用／出産、育児等による休業期間等に対する公平性及び納得性の高い評価及び処遇に推進）
 - ・セクシュアルハラスメント防止対策の推進
 - ・女性の能力発揮のための支援
 - ・母性健康管理対策の推進
- ◆ 仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革に向けた企業の取組支援・社会的気運の醸成
 - ・育児休業や短時間勤務制度等、仕事と子育ての両立を図るための制度の一層の普及・定着
 - ・介護休業その他の仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - ・両立が容易となるような職場環境づくりの促進
 - ・地域等における支援サービスの充実
- ◆ ポジティブ・アクションの推進
 - ・ポジティブ・アクションの理解促進のための周知徹底
 - ・企業の実態に応じた情報提供
- ◆ 多様な就業パターンの選択が可能となるような条件整備
 - ・パートタイム労働対策
 - ・在宅就業対策
 - ・育児・介護等のために一旦退職した女性労働者に対する再就職支援
 - ・女性起業家等に対する起業支援
- ◆ 関係者・関係機関との連携
- ◆ 行政推進体制の充実、強化

4. 定期健康診断等の項目の改正について (平成20年4月1日施行)

新旧対照表 労働安全衛生法における定期健康診断の新旧項目

- ・定期健康診断項目についての新旧対照表です。
- ・雇入時の健康診断は、●1及び●2の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。
- ・特定業務従業者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の省略基準等については、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

		【旧】	【新】
診 察 等	問診（既往歴及び業務歴の調査）	○	○
	（喫煙歴及び服薬歴）		※1
	身体計測（身長）	●1	●1
	（体重）	○	○
	（腹囲）		●2 ※2
	視力	○	○
	聴力	○	○
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
	血压	○	○
胸部エックス線検査		○	○
喀痰検査		□1	□1
貧血検査	血色素量	●2	●2
	赤血球数	●2	●2
肝機能検査	GOT	●2	●2
	GPT	●2	●2
	γ-GTP	●2	●2
血中脂質検査	血清総コレステロール	●2	
	血清トリグリセライド	●2	●2
	HDLコレステロール	●2	●2
	LDLコレステロール		●2
血糖検査	空腹時血糖	●2	●2
	ヘモグロビンA1c	(□2)	(□2)
尿検査	蛋白	○	○
	糖	●3	○
心電図検査		●2	●2

○：必須項目

□1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□2：血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替可（平成10年12月15日 基発第697号）

●1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2：40歳未満（35歳を除く。）の者については、医師の判断に基づき省略可

●3：血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（平成20年1月17日 基発第0117001号、保発第0117003号）

※2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

雇用改善コーナー

建設業に働く若者からのメッセージ

● (社) 全国建設業協会会長賞 優秀作

「土木っていいことある？あるよ。」

石川県 鶴山 雄一 (26歳)
(真柄建設㈱ 土木施工管理)

「土木ってなんかいいことあるん？」それは高校の友人達と飲んでいる時に言われた言葉でした。「何でそう思うんや？」と聞くと、友人は「土木ってきつそうやし、何か思いつきでやっていて、将来性ないやろう」と言いました。どうもメディアによる影響が大きく、そして客観的イメージから発せられた言葉だったようです。その当時、なんでこんな仕事しているのだろうと嫌々仕事をしていた私は「やっぱそう思うけ？何でこんな仕事しとるかわからんわ。」と自分の職を否定することを言ったのを覚えています。

そんな私は、建設業を営んでいる家庭に生まれ、小さいころから、何か大きなことがしたいと、漠然な思いを抱いていました。父や祖父はいつもスーツで仕事に行っていたので、私も仕事ではスーツを着て、会議に参加したり、打ち合わせをしたりとか、格好良いことばかり考えていました。そして大学の卒業も近づき就職の話が出たとき、父から「お前はまず現場で頑張ってみろ。」と言われました。元々汚れるのが嫌いで、面倒くさがり屋の私は「えっ、現場で…。営業を希望しようかな」と答えると、父は「あほっ、現場知らんもんがなんで人と話せるんや。」と言われ、渋々やってみるかと思えました。

入社して現場にしてみると想像どおり、いや想像以上の世界でした。私は本当にどんくさく、思いどおりに丁張をかけることや、迅速な測量も出来ず、先輩からは「走れーっ。」「ほん

とたるいなあ。」職人さんからは「仕事ならんわ。」「監督さんじゃないんけ？」と毎日のように言われていました。さらに嫌だったのが、外で仕事をするのに天気に関係ないところで、雨が降ろうと現場は動き、雨具を着て現場へ出発。そのため、雨に打たれる度に憂鬱になり、辞めることばかり考えていました。そんな考えは口に出さなくても空気に出るのか、先輩からも半ば諦めのようなものを感じられました。

そんな中なんとか続いていた半年後、ある造成工場の現場で自分が変わるきっかけがありました。その現場は工期が予定の半分、そしてお金もないところで、メンバーは、会社でも現場の鬼と呼ばれる所長、熱血漢の先輩に、半人前の私。これは絶対忙しい、きつときつい、最後までいけるかな、などの不安を感じていました。いざ現場が始まると、とんでもない忙しさで、時間に追われる毎日でした。特に現場は大変で、ピリピリした雰囲気が漂っていて、私がたるいことをしていると、熱血漢の先輩から水平器やらハンマーやら色んなものが飛んできました。大袈裟かもしれませんが、たった3ヶ月で今までの人生分、怒られた気がします。

怒られてばかりの私がなんとか持ち堪えていたのは、半年後の結婚でした。大学時代からふらしていた自分を支えてくれた彼女との結婚を、彼女の両親が遠距離恋愛をきっかけに認めてくれたのでした。彼女の前では、任せておけ

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

とか格好良いことを言っていた私にとって、辞めることは一番恥ずかしいことで、そんなギリギリのところまで踏ん張っていた私に、ある日所長が「おいっ、鶴山。怒られてばかりで嫌にならんか？ 会社で怒られとる父ちゃんが家で大きな顔をしとったら格好悪いやろ。出来ん奴には言わん、頑張れよ。」と言ってくれました。私にとってその所長の言葉は大きく、優しい言葉でした。それから所長に認めてもらいたい一心で、現場を走りまわるようになりました。すると不思議と怒られなくなり、めったに褒めない所長から「今日は頑張ったな、頑張った。」と言われるまでになりました。怒られてばかりだった私にとって褒められることは本当に嬉しく、仕事への思いも変わってきました。そして現場も竣工検査が近づいたころ、私を怒ってばかりだった熱血漢の先輩がこう言いました。「お前は好きなことはやるが、嫌いなことはやらない。性格もそのとおりで、良いところは

いっぱいあるが、悪いところは治さない。俺は、それがもったいないと思い、これからは誰も言うてくれなくなると思ったから、お前にきつく言っと思ったんや。少しは効いたみたいで良かったわ。」それを聞いた私は、ポロポロ泣いていて、感謝の気持ちでいっぱいでした。

思い返すと、この3ヶ月の経験から土木、そして土木に携わる人々への考えが変わりました。土木はきついが、きついのはどの仕事も一緒に先に見えるものは格別の感動。そして、土木は人が生み出す仕事だから、人間力の大きな人達がいっぱいいる。いうべきことをいう厳しきや優しさ、そして身をもって範を示す気概を持っている人達がいる。そんな人達に出会えるのは土木しかない。土木で何もいいことがないと思っていた私はいなくなった。土木は私を人として大きくしてくれたから。今なら言えるだろう「土木っていいことあるよ。」

2. 石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18年0821002号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS法の1.の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところです。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。
 - ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（平成18年8月21日廃止済）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日廃止済）の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施したX線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材（吹付け材を含む）についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
 - (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

明るい職場	誇れる仕事	建設雇用改善
--------------	--------------	---------------

2. 平成20年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の「願書受付」について

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術の向上と技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、安全管理、原価管理など工事の施工に必要な技術上の管理を適切に行う事が出来ます。

この国家資格がないと、建設土木工事を行うことは出来ません。

受付期間

平成20年4月1日～平成20年4月15日

詳しいことは、宮崎県土木施工管理技士会へ (TEL0985～31～4696)

* 1・2級の受験願書の受付期間が短いので早めに準備しておいて下さい。

3. 平成19年度 2級土木施工管理技術検定の「合格発表」

去る、平成19年10月28日に2級土木施工管理技術検定の「学科・実地試験」が行われました。

その、結果について平成20年2月15日に(財)全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。なお、(財)全国建設研修センターのホームページ (<http://www.jctc.jp/>)でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

「実地試験」の合格者については、所定の手続きを行うことで技術検定合格証明書が交付され「2級土木施工管理技士」と称することができます。

また、本年度の学科試験のみの合格者は、平成20年度2級土木施工管理技術検定試験の「学科試験」免除の手続きを行うことにより、直接「実地試験を受験することが出来ます。

平成19年度 2級土木施工管理技術検定試験「学科・実地」結果表

(平成19年10月28日実施 全国19地区41会場) 平成19年10月28日実施
平成20年2月15日発表

試験地	学 科 試 験					実 地 試 験				
	受 験 予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)	受 験 予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,645	1,268	77.1	574	45.3	1,842	1,423	77.3	423	29.7
釧路	353	282	79.9	105	37.2	373	299	80.2	97	32.4
青森	920	778	84.6	279	35.9	874	717	82.0	200	27.9
仙台	3,105	2,488	80.1	1,034	41.6	3,035	2,412	79.5	783	32.5
秋田	821	653	79.5	285	43.6	867	699	80.6	214	30.6
東京	8,779	6,558	74.7	3,011	45.9	9,704	7,379	76.0	2,269	30.7
新潟	1,862	1,469	78.9	623	42.4	2,017	1,609	79.8	495	30.8
富山	1,442	1,167	80.9	503	43.1	1,525	1,236	81.0	413	33.4
静岡	1,148	940	81.9	378	40.2	1,173	967	82.4	309	32.0
名古屋	3,766	2,953	78.4	1,276	43.2	3,988	3,175	79.6	904	28.5
大阪	6,158	4,704	76.4	1,958	41.6	6,800	5,296	77.9	1,416	26.7
松江	786	631	80.3	263	41.7	882	728	82.5	225	30.9
岡山	1,390	1,121	80.6	421	37.6	1,508	1,232	81.7	356	28.9
広島	1,709	1,297	75.9	549	42.3	1,801	1,404	78.0	396	28.2
高松	1,729	1,409	81.5	571	40.5	1,877	1,530	81.5	433	28.3
高知	569	436	76.6	199	45.6	600	472	78.7	142	30.1
福岡	5,434	4,214	77.5	1,617	38.4	5,532	4,287	77.5	1,118	26.1
鹿児島	1,662	1,339	80.6	526	39.3	1,627	1,303	80.1	370	28.4
沖縄	690	485	70.3	192	39.6	740	533	72.0	123	23.1
計	43,968	34,192	77.8	14,364	42.0	46,765	36,701	78.5	10,686	29.1

前表の通り、学科試験の合格率は全国平均で42.0%、昨年の29.9%を12.1%も大きく上回りました。その中で鹿児島会場を見ると、合格率39.3%と全国平均を2.4%下回りました。しかし、昨年の27.4%を約1.9%も下回りました。

実地試験は、全国平均合格率29.1%と、昨年の15.7%を11.4%も上回りました。

鹿児島会場も合格率も28.4%と全国平均を僅か0.7%下回りました。今回は全体的に厳しい結果となりました。来年度の奮起を期待致します。

4. 平成20年度監理技術者の講習会の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。(但し、公共事業を施工される方は、今までどおり受講しなければなりません)

平成19年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

20年度の講習会日程をお知らせいたします

日 程	会 場
平成20年5月21日(水)「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前)
平成20年8月8日(金)「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前)
平成20年11月26日(水)「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前)
平成21年2月6日(金)「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前)

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

力は試練を乗り越えてきた者に宿る

建退共

1 「建退共Q&A事例集」について

(共済手帳の取扱い関係)

Q 3 新たに従業員を雇用したので、共済手帳（掛金助成手帳）の申し込み方法等について知りたい。

A 新しく現場で働くようになった従業員が、共済手帳を持っているかどうかを確かめ、共済手帳を持っていない場合は、「建設業退職金共済手帳申込書」に記入し、代表者印を押印の上建退共宮崎県支部に提出して、共済手帳（掛金助成手帳）の交付を受けてください。

(説明)

① 従業員に最初に交付される共済手帳には、あらかじめ50日分の共済証紙の貼付を免除した旨の表示があります。これは、加入した事業主の負担を軽減するため、国が50日分の掛金を補助しているということです。

このため、この最初の共済手帳を「掛金助成手帳」と呼びます。この免除欄には共済証紙を貼らなくても消印することにより、掛金を納めたこととなりますので、共済証紙を貼る必要がありません。従って、この手帳には200日分しか貼れません。

② 事業主が共済手帳を申し込むときは、被共済者本人の了解を得て申し込みし、共済手帳が交付されたら、被共済者に共済手帳の現物を見せて、取扱について説明してください。

③ 共済手帳は、建設業で働いている限り全国どこでも通用し、有効期限もありません。新しい事業主に雇われたときは、その事業主が加入業者であれば、共済手帳を提出して、続けて共済証紙を貼ってもらうことになります。

Q 4 共済手帳に共済証紙を貼り終えたときの手続きを知りたい。

A 建退共制度に加入して最初に交付される掛金助成手帳あるいは2冊目以降の共済手帳に共済手帳を貼り終わり、消印をし終わったときは、「掛金助成証紙貼付満了による手帳更新申請書あるいは「証紙貼付満了による手帳更新申請書」に記入し、共済手帳を添えて建退共宮崎県支部に提出して新しい共済手帳の交付を受けてください。

(説明)

どちらの手帳更新の際も、原則として前の手帳交付年月日から数えて9ヶ月以上の期間を経過していることが必要です。

なお、貼り忘れ等、諸般の事情により、9ヶ月を経ないで共済手帳が満了になった場合には、建退共宮崎県支部にご相談ください。

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契 約 者 数	被 共 濟 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (12月分)
							冊	件	千円
12月末計		社 3,484	名 48,311	前年度累計		344,311	35,200	19,041,631	108,905,966
加 入		9	191	当 月 分		767	127	103,422	81,108
脱 退		2	132	本 年 度 分		9,227	2,064	1,704,179	593,481
1月末計		3,491	48,370	累 計		353,538	37,264	20,745,810	109,499,447

注：掛金収納額は19.12月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（1月分）

1. 適 用

(平成20年1月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
393社	4,568人	756人	5,324人

2. 給 付

裁定状況

(平成20年1月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	3	1,402,700	77	35,941,900
第2種退職年金	11	1,789,800	182	40,836,500
選択一時金	7	3,811,400	103	58,603,500
脱退一時金	44	8,706,500	354	38,656,400
遺族一時金	1	305,300	6	2,740,900

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年1月末現在)

信託資産	17,055,119,043 円
合 計	17,055,119,043 円

注：時価である

建 災 防

1. 死亡災害を発生させた「元請企業と同社の現場監督」 及び「下請企業と同社の現場責任者」を書類送検！

延岡労働基準監督署（署長 酒井 宏）は、平成20年2月7日、宮崎県日向市で、建築請負業を営む株式会社〇〇〇と同会社現場監督A及びその下請業者で、宮崎県児湯郡高鍋町で屋根工事業を営む有限会社〇〇〇〇〇〇と同会社現場責任者Bを、労働安全衛生法違反の疑いで宮崎地方検察庁延岡支部に書類送検した。

1 事件の概要

平成19年11月3日午後2時頃、被疑者株式会社〇〇〇が施工する宮崎県日向市の木造家屋建築工事現場において、被疑者有限会社〇〇〇〇〇〇所属の労働者に足場上で瓦葺き作業を行わせていたところ、同労働者が約5.5メートル下の地面に墜落し、死亡したものである。

2 被疑事件の概要

労働安全衛生法及び同施行規則では、高さ1.5メートルをこえる作業床には、労働者が安全に昇降することができる設備等を設けるよう定めているが、本件の場合、元請の株式会社〇〇〇と同会社現場監督A及び下請の有限会社〇〇〇〇〇〇と同会社現場責任者Bは、労働者に安全に作業をさせる立場にありながら、労働者が安全に昇降するための設備等を設けず、墜落防止措置を講じなかった疑い。

2. 平成19年度 建設業年度末労働災害防止強調月間について

- * 実施期間：平成20年3月1日～3月31日
- * 主 唱：建設業労働災害防止協会
- * 後 援：厚生労働省・国土交通省

会長メッセージ

平成19年度の建設業年度末労働災害防止強調月間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。建設業における労働災害は、長期にわたって減少を続けておりますが、特に、平成19年の死亡災害につきましては、1月7日現在の速報値では、432人となって過去最小を記録しております。これもひとえに会員の皆様をはじめ関係各位の日頃からのたゆまぬご努力によるものであり、心より敬意を表する次第であります。

当協会といたしましても、この労働災害の減少傾向を堅持することはもとより、死亡災害の絶滅に向けて、各種労働災害防止対策をより積極的に推進してまいりますので、関係各位の一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、これから迎える年度末は、公共工事をはじめ多くの工事が輻輳することもあって、労働災害が多発することが懸念されることから、この期間中の労働災害防止対策の一層の徹底が必要であります。

このため、当協会では、本年3月1日から31日までの期間を「平成19年度建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、この期間中における労働災害防止活動の促進を図るために、今般、本実施

要領を作成しましたので、会員各位におかれましては、これを参考にしながら、企業の実態に即した実施計画を作成し、店社、作業所において、効果的な労働災害防止活動を実践されますようお願い申し上げます。

ところで、現下の建設業は、建設投資額の大幅な減少もあって、企業は依然として厳しい経営環境におかれ、安全衛生活動への影響が懸念される場所でもあります。このような状況の時こそ、経営トップの強いリーダーシップのもとに、安全衛生管理活動の徹底を図る必要があると考えております。

特に、改正労働安全衛生法によって新たに規定されたリスクアセスメントを積極的に導入し、計画的、継続的に実施して、職場におけるリスクの着実な低減と企業の安全衛生水準の向上に努められることが重要であると考えております。

平成19年度末を迎え、会員各位におかれましては、労働者の安全と健康を確保するため、もう一度気持ちを引き締め、リスクアセスメントの実施、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策の徹底、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの確立等、計画的、継続的な安全衛生管理活動の推進に努められ、無事故で年度末を締めくくり、新たな年度を迎えられますようお願い申し上げます。

平成20年2月

建設業労働災害防止協会
会長 錢 高 一 善

I 趣 旨

年度末には、公共工事をはじめ多くの工事が完工時期を迎えることなどから、工事の輻輳化等により労働災害が多発する傾向にある。したがって、これに対処するため、建設業労働災害防止協会の主催、厚生労働省・国土交通省の後援により、3月1日から3月31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため本強調月間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、店社と作業所との緊密な連携のもとに、危険ゼロの安全で働きやすい快適な職場づくりに努めるものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るためには、リスクアセスメントを確実に実施し、「計画・実施・評価・改善」のいわゆるPDCAサイクルを効率的に回すことによって安全衛生水準の向上を図ることが重要であることから、引き続き「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」の普及定着を図り体系的、計画的な安全管理活動の推進に努めることとする。

II 実施期間

平成20年3月1日～3月31日

III 会員が実施する事項

年度末に発生する労働災害の要因として、完工時期を迎えることもあって、工事が輻輳^{ふくそう}し、突貫的な施工が増えることなどのために、作業間の連絡調整の不足、作業指示の不徹底、過重労働など安全衛生管理が不十分になりがちになることが考えられる。

したがって「作業間の連絡調整及び作業指示の徹底」「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、「無理な作業の排除」に努め、さらに「休憩設備等の職場環境を整備」とともに、企業の実態に即して店社と作業所が一体となり下記の重点事項を積極的に展開するものとする。

また、労働災害防止の実効を図るため、リスクアセスメントを行う体制を確立し、確実に実施するものとする。

あわせて、厚生労働省労働基準局通達 *「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」(平成19年3月22日付)に基づく対策の徹底を図るものとする。

IV 重点事項

実施にあたっては「平成19年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等を活用する。

1. 経営トップ等による現場パトロールの実施

2. 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底

3. 交通労働災害防止対策の徹底（※資料2「三大災害及び交通労働災害防止のポイント」（11ページ）等を参照）

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の通勤使用について、安全な通勤経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、長時間運転における休憩の配慮、作業終了後の運転者に対する休養の配慮
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定等計画的な実施
- (4) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握
- (5) 厚生労働省が示した「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

4. 不安全行動による災害防止の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) 安全ミーティング等で作業手順の周知徹底
- (3) 作業員の健康状態のチェックと、その結果に基づく適正配置の実施
- (4) 作業変更時の連絡調整、作業指示等の再徹底
- (5) 安全帯等保護具の使用の徹底
- (6) 「近道・省略行為」防止の徹底
- (7) 送り出し教育、新規入場者教育等の安全衛生教育の強化・徹底

5. 酸素欠乏症等防止対策の徹底

- (1) 酸素欠乏症等危険作業について、酸素欠乏危険作業主任者の選任と、その職務の実施
- (2) 酸素欠乏症等危険作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 酸素欠乏症等危険場所への酸素濃度等測定器の設置と作業開始前の測定の徹底
- (4) 作業中、酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下になるように換気の実施
- (5) 酸素欠乏等危険場所の入退場時の人員点呼の励行及び関係者以外の立入禁止の徹底
- (6) 緊急時の救急用具、空気呼吸器等の整備及び救助に入る者の呼吸用保護具、安全帯の使用徹底

6. 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害防止のための管理の実施

3. 労働保険年度更新のお知らせ

労働者を雇用して事業を行っている事業主は、毎年4月1日から5月20日までに労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の「年度更新の手続」を行っていただくことになっています。

労働保険の保険料は、保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日）の当初に概算で申告・納付していただき、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算する方法をとっております。

このため事業主のみなさまには、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続が必要となります。これを「年度更新の手続」と言います。

宮崎労働局労働保険徴収室では、この期間に年度更新説明会及び集合受付を行い、各地区の会場において申告書の受理だけでなく、申告書作成のお手伝いや労働保険制度についてのご相談をお受けしております。

年度更新説明会及び集合受付の日程については、別添日程表のとおりとなっておりますので、最寄りの会場をご利用ください。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用していれば、事業主は加入しなければならない**強制保険**です。まだ加入手続をされていない事業主は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所にご相談ください。

なお、事務手続が煩わしいとお考えの場合は、商工会議所等の事業主団体や社会保険労務士が事務を代行する**労働保険事務組合制度**がありますので、利用されることをお勧めいたします。

※ 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴う一般拠出金について、一括有期事業（建設の事業・立木の伐採の事業）も、今年度の年度更新より申告・納付が始まります。（ただし、開始時期が平成19年4月1日以降の事業のみ一般拠出金の申告・納付の対象となります。）

問い合わせ先

宮崎労働局労働保険徴収室（TEL 0985-38-8822）

各労働基準監督署及び各公共職業安定所

労働保険料の申告・納付は、自主的に、お早めをお願いします。

平成20年度 労働保険年度更新説明会日程

監督署	安定所	月 日	曜 日	時 間	対 象 事 業	会 場 名	
						名 称	所 在 地
宮崎署	宮崎所	4月7日	月	10:00~12:00	建設業・林業	J A・A Z Mホール (大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
		4月7日	月	13:30~15:30	一般事業 (建設業・林業以外)	J A・A Z Mホール (大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
	高鍋所	4月8日	火	10:00~12:00	全事業	高鍋町美術館 (多目的ホール)	高鍋町大字南高鍋6916-1 TEL 0983-23-8887
		4月8日	火	13:30~15:30	全事業	西都市コミュニティセンター (研修室)	西都市聖陵町2丁目26 TEL 0983-43-1111 (代)
延岡署	延岡所	4月9日	水	13:30~15:30	全事業	高千穂地区建設会館 (大会議室)	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128
		4月11日	金	13:30~15:30	全事業	延岡総合文化センター (小ホール)	延岡市東浜砂611-2 TEL 0982-22-1855
	日向所	4月10日	木	13:30~15:30	全事業	J A日向会館 (5階ホール)	日向市鶴町1-3-12 TEL 0982-55-2511
	都城所	4月11日	金	13:30~15:30	全事業	都城市総合文化ホール (中ホール)	都城市北原町1106番地100 TEL 0986-23-7140
小林所		4月10日	木	13:30~15:30	全事業	小林市文化会館 (小ホール)	小林市大字細野1650 TEL 0984-23-7400
日南署	日南所	4月9日	水	14:00~16:00	全事業	南郷ハートフルセンター (大研修室)	南郷町中村乙7051-25 TEL 0987-64-0310

平成20年度 労働保険年度更新集合受付会場日程表 (個別事業場)

監督署	安定所	月 日	曜 日	時 間	会 場 名	
					名 称	所 在 地
宮崎署	宮崎所	4月16日	水	10:00~15:00	国富町農村環境改善センター (1階C会議室)	国富町大字本庄4778
		4月17日	木	10:00~15:00	佐土原町商工会 (商工業研修センター2階)	佐土原町下田島20732-53
		4月22日	火	9:00~16:00	J A・A Z Mホール (本館2階大研修室)	宮崎市霧島1丁目1-1
		4月23日	水	9:00~16:00	J A・A Z Mホール (本館2階大研修室)	宮崎市霧島1丁目1-1
	高鍋所	4月18日	金	10:00~15:00	高鍋町中央公民館 (作業室・娯楽室)	高鍋町大字上江1138
		4月21日	月	10:00~15:00	西都市コミュニティセンター (2階図書室)	西都市聖陵町2丁目26
延岡署	延岡所	4月17日	木	10:00~15:00	高千穂町コミュニティセンター (会議室)	高千穂町大字三田井1515
		4月18日	金	10:00~15:00	高千穂町コミュニティセンター (会議室)	高千穂町大字三田井1515
		4月24日	木	10:00~16:00	延岡総合文化センター (研修室)	延岡市東浜砂611-2
		4月25日	金	10:00~16:00	延岡総合文化センター (研修室)	延岡市東浜砂611-2
	日向所	4月21日	月	10:00~15:00	日向市文化交流センター (会議室)	日向市中町1-31
		4月22日	火	10:00~15:00	日向市文化交流センター (会議室)	日向市中町1-31
		4月23日	水	10:00~15:00	美郷町西郷ニューホープセンター (大集会室)	美郷町西郷区田代1870
都城署	都城所	4月24日	木	10:00~16:00	都城市総合文化ホール (会議室1)	都城市北原町1106番地100
		4月25日	金	10:00~16:00	都城市総合文化ホール (会議室1)	都城市北原町1106番地100
	小林所	4月17日	木	10:00~15:00	えびの市文化センター (会議室)	えびの市大明司2146-2
		4月18日	金	10:00~15:00	小林市文化会館 (会議室1・2)	小林市大字細野1650
日南署	日南所	4月24日	木	9:00~16:00	日南労働基準監督署 (2階会議室)	日南市戸高1-3-17
		4月25日	金	10:00~15:00	串間市中央公民館 (大講義堂)	串間市大字西方9050

火 薬 協 会

1. 火薬類の保管管理の徹底について

平成19年度は、県内においては産業火薬に関する事故や火薬類の盗難等の発生はありませんでしたが、過去にはその前兆事案と認められる火薬庫外周の有刺鉄線が切断される事犯が発生しております。

火薬を取扱う各事業所においては、火薬関係の各施設や設備の安全性の点検確認を行い、不備な箇所は補修整備を行ってください。

また、社員や従業者に対する安全教育を徹底し、不審事案や事故発生時の連絡体制の確認を行い、万一の時にあわてず冷静な対応ができるようにしてください。

更に、今後とも次の点に注意して頂き、火薬類の適正な保安管理の徹底を期していただき、火薬類の盗難と事故防止に努めていただきますようお願い致します。

記

1. 施設及び設備の監視を徹底すること。警報警鳴装置は作動しますか。
2. 施設内の作業員、見学者等の出入者の管理を徹底し、識別方法を社員に周知させること。
火薬類を使用する消費現場へは、消費許可申請時に従事者として届出のない者は立入らせないこと。従事者は腕章又は マル火 入りのヘルメットの着用を義務付け、事故防止を図るとともに従事者であるとの識別を図る等の措置をとること。
3. 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を強化徹底すること。
施錠の設備があっても施錠忘れのないように、施錠の効果を確認し錠の懸け忘れを防止すること。また、鍵の保管管理の徹底を図ること。
4. 施設の巡視点検等を入念に実施し、不審者等への注意を徹底すること。
万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ110番通報すること。
5. 非常時の連絡体制を再点検するとともに、従業者に周知徹底を図ること。
緊急時の第一報は、111番又は119番を最優先させること。
6. 業務車両や制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一盗難が発生した場合は速やかに警察に通報すること。
7. 火薬類の数量管理を徹底すること。
帳簿は、火薬類の出し入れの都度記載し、別人が確認を行い、チェック機能を果たす体勢を確立すること。(できれば直属の上司が好ましい。)

火 薬 事 故 無 理 か ら 不 備 か ら 油 断 か ら

2. 火薬類関係資格試験の案内

火薬類取締法31条第3項に基づく火薬類取扱・製造保安責任者試験の本年度の試験は、次のとおり実施いたします。

1 試験の種類は、次の三種類です。

- ・甲種火薬類取扱保安責任者試験と乙種火薬類取扱保安責任者試験
- ・丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日・場所

日	時	平成20年8月24日（日曜日）
		甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、午後1時から午後3時まで
		丙種火薬類製造保安責任者試験は、午後1時から午後3時30分まで
場	所	宮崎試験場 宮崎大学工学部 講義室（予定 申請中）

3 願書受付期間

平成20年6月24日（火）から平成20年7月3日（木）まで
郵送による場合は、7月3日（木）の消印のあるものまで有効です。

4 受験資格

学歴、経験の有無を問いません。

5 試験科目

- (1) 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、次の2科目です。
 - ① 火薬類取締りに関する法令
 - ② 一般火薬学
- (2) 丙種火薬類製造保安責任者試験は、③・④が追加されます。
 - ① 火薬類取締りに関する法令
 - ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保安管理技術
 - ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法
 - ④ 火薬類性能試験方法
 - ⑤ 一般教養科目

6 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 受験票（郵便はがき）及び受験票控
- (3) 写真 受験票控に貼付する。
- (4) 住民票抄本（受験者本人のもの）出願前3か月以内に市区町村長から交付を受けたもの、本籍の記載は必要ありません。
- (5) 試験免除、一部免除者は、免除に必要な資格証明の文書。

7 その他詳細は、火薬保安協会に問い合わせてください。

問合せ先 宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

火薬事故 無理から 不備から 油断から

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成19年度	569	▲13.3%	11,813	6.0%	4,965	▲10.8%	131,328	▲15.8%
平成18年度	656	▲18.4%	11,149	▲6.3%	5,565	2.0%	155,906	10.8%
平成17年度	804	▲14.6%	11,897	▲3.4%	5,455	▲3.8%	140,676	▲18.0%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

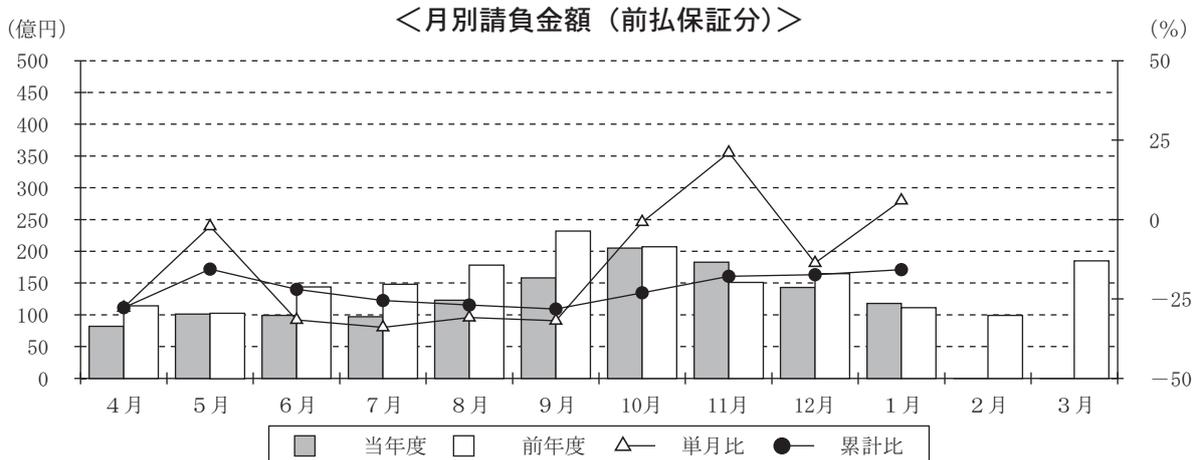
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	16	1,885	▲19.2%	16.0%	401	26,222	▲27.6%	20.0%
独立行政法人等	10	1,313	71.2%	11.1%	50	9,997	▲0.6%	7.6%
県	253	5,055	22.4%	42.8%	1,766	45,392	▲19.0%	34.6%
市 町 村	286	2,636	▲31.9%	22.3%	2,701	46,784	▲10.5%	35.6%
そ の 他	4	922	1771.4%	7.8%	47	2,930	127.4%	2.2%
計	569	11,813	6.0%	100.0%	4,965	131,328	▲15.8%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	135	2,952	▲14.5%	25.0%	1,104	29,628	▲20.4%	22.5%
高 岡	11	90	6.3%	0.8%	151	3,213	▲1.1%	2.4%
西 都	27	289	▲17.0%	2.5%	207	3,765	▲36.5%	2.9%
高 鍋	17	359	30.2%	3.0%	198	8,319	▲20.7%	6.3%
日 南	43	765	21.8%	6.5%	317	6,037	▲39.3%	4.6%
串 間	17	684	82.3%	5.8%	192	4,017	70.0%	3.1%
都 城	39	1,316	105.3%	11.1%	630	18,088	16.6%	13.8%
小 林	32	344	▲68.1%	2.9%	388	7,753	▲28.8%	5.9%
日 向	109	2,006	0.7%	17.0%	794	20,321	▲23.5%	15.5%
延 岡	79	2,212	56.0%	18.7%	561	23,882	3.4%	18.2%
西 臼 杵	60	790	▲7.0%	6.7%	423	6,300	▲40.7%	4.8%
計	569	11,813	6.0%	100.0%	4,965	131,328	▲15.8%	100.0%



平成20年4月から 建設共済が変わります!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の
範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
●被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>